令和８年神奈川県議会第１回定例会　共生社会特別委員会

令和８年３月 10 日

◆亀井たかつぐ委員
　それでは、よろしくお願いいたします。
　私からは、県立福祉機構事務所棟の整備について、何点かまずお聞きしたいと思っています。
　県立福祉機構の設立に関する資料の中に、法人事務局の執務室や役員室となる事務棟、今これ仮設と書いていますが、整備することがあるんですけれども、これに関して何点か、ちょっと基本的なところを教えていただければと、そのように思っています。
　まずは、さきの常任委員会でも多分質疑があったんだと思うんですけれども、この事務所棟の整備については、当初から予定されていたものではないと承知をしていますが、なぜ整備することになったのか、確認させていただいていいですか。

◎独立行政法人化担当部長
　法人設立について、法人事務局の職員が、中井やまゆり園の管理課の職員より増員になるということで、当初中井やまゆり園の施設の中の部屋を利用して、法人の事務局を設置する予定でした。そうしたところ、事務所衛生基準規則という従業員１人当たりの気積、体積を定めるルールがございまして、それに照らして、予定していた部屋には収まり切らないということが分かりまして、急遽プレハブ棟を建てることにいたしました。経過としては以上です。

◆亀井たかつぐ委員
　ということは、これは、確認なんですけれども、ごめんなさい、当然の確認なんですけれども、当初予算編成では間に合わなかったということですよね。

◎独立行政法人化担当部長
　令和７年度当初予算のときには、想定をしていなかったことですので、間に合いません。また、令和８年度当初予算ということになりますと、令和８年４月スタートのときに事務所がないという状態で、無理に既存施設の中につくろうとすると、法令違反になってしまうおそれもあることから、急遽対応したものです。

◆亀井たかつぐ委員
　分かりました。
　ごめんなさい、ちょっと分かる範囲で、この事務所棟の整備について、意思決定等の時系列、分かる範囲でちょっと教えていただいていいですか。

◎独立行政法人化担当部長
　８月末頃に、この事務所棟の設置が必要ではないかという議論が始まりまし

て、そのためにこうしたプレハブを設置できる事業者との打合せ等を開始いたしまして、11 月に必要な予算の流用の許可を得ております。その後、入札公告を経て、12 月８日に工事業者が落札、決定したという経緯でございます。

◆亀井たかつぐ委員
　次に、事務所棟を、これ、中庭に整備するということについては、家族会から反対の声もあると聞いておるんですけれども、最終的に中庭に整備するとしたことの理由についてお聞きしたいと思います。
　また、他の候補地があったのであれば、その場所がなぜ駄目だったのか、その理由もお聞かせいただいてもよろしいですか。

◎独立行政法人化担当部長
　設置場所につきましては、中井やまゆり園入ってすぐの駐車場、あるいは今回設置を決めました中庭、あるいは１段下がったところにあるグラウンドの、この３か所を候補地として検討いたしました。駐車場につきましては、体の御不自由な方の御来園も多いことから、駐車場の多くを、フラットに利用できる駐車場の多くを潰してしまうのはいかがなものかということ、あるいはグラウンドについては、もともと１段低い土地にございますので、バリアフリーでアクセスすることが難しいということから、最終的には園の真ん中で利用者さんとの距離も近いところで、法人の職員も一緒に園と一体となって過ごすべきだろうということで、中庭に決定したものです。

◆亀井たかつぐ委員
　この中庭というのは、利用者の方々が夏祭りで使っていたりとか、コロナ前はバーベキューとかをやりながら、要するに楽しい思い出の場所なんですね。利用者の方というのは、そういうやっぱり思い出というのを大事にしながら生活をする方々が多くて、やっぱりそういう思い出があるときを、やっぱり待ち遠しく思っているという人もたくさんいると思うんですよ。
　その意向をやっぱり、私は第一に考えなければいけないなと思いますし、さっき言った駐車場は、体の不自由な方が多いからといったって、また同じような、要するに立地場所のようなところに駐車場ができるということだって不可能ではないと私は思いますし、グラウンドもバリアフリー化しなければいけないとか、それは造成すればよかったんじゃないですか。やっぱり、家族ファーストというか、当事者目線と言うんだったら、そういうことはまず初めに考えなきゃいけなかったんじゃないですか。いかがですか。

◎独立行政法人化担当部長
　おっしゃるとおり、御家族の思いを事前に御相談できなかったことについては、家族会の皆さんに対しましても、私のほうから謝罪させていただいておりますけれども、この整備については、ちょっと緊急の時間がなかったこともあり、十分な御説明ができなかったことについては反省しております。

◆亀井たかつぐ委員
　緊急の整備ということなんですけれども、その緊急の整備ということについては後ほどお聞きするとして、先ほど部長の時系列の御説明の中で、あったかどうかは別ですけれども、11 月６日の時点で中庭に整備をするよう指示がある。ということは、その前に家族会に相談したんですか。

◎独立行政法人化担当部長
　家族会にお話をしたのは、12 月でございます。ですので、その 11 月の段階では家族会のほうには御相談をしておりません。

◆亀井たかつぐ委員
　ということは、ちょっとまずいんじゃないですか。11 月６日の時点で、要するに中庭に整備を指示する前に、家族会には相談をして、中庭はこういう場所だと、先ほど私が申し上げたような思い出深い場所なのに、そこにこういう建物を、上物を建てていいでしょうかということを相談すべきではなかったですか。あなたたちが指示をした後に、12 月に、家族会に相談したと、そんなのは後の祭りでしょう、それこそ。

◎独立行政法人化担当部長
　11 月に中庭に整備をするよう、これ、仕様書に記載をしたのが 11 月６日でございまして、この時点では全体スケジュールからして、３月末までに設置が間に合うのかというところがまだ確信が得られていない段階でございましたので、家族会への御説明が遅れたということでございます。これについては、我々は深く反省しているところです。

◆亀井たかつぐ委員
　仕様書の話とかではなくて、だってどこかの知事があれでしょう、当事者目線と言っているんでしょう。当事者目線、当事者目線と、要するにがんがん話をしたって、笛吹けど踊らずじゃないけれども、そんなことをやっていたら、要するに当事者ファーストじゃないじゃないですか、当事者目線の。どういうふうにこれ、要するに仕様書にもう 11 月６日に書いたというのに、その後に家族会に話して、こうなりましたと、そんなの相談でも何でもなくて、一方的な行政目線じゃないですか、それ。

◎独立行政法人化担当部長
　事前に御相談できなかったことについては、家族会に対しましても謝罪を致しておりますし、我々も深く反省しているところでございます。

◆亀井たかつぐ委員
　後でまた申し上げるかもしれないけれども、本当に反省しているのかどうかですよね、先ほどの先行会派も含めて。同じことを何回も何回も言わせるなという話ですよね、これ。

次なんですけれども、これもさきの常任委員会でも多分質疑があったと思うんですが、約 1.2 億円の流用がその建物を建てるのにあったと聞いておりますね。この詳細を教えていただけますか。

◎独立行政法人化担当部長
この流用につきましては、そのユニットハウス、仮設プレハブの設置工事、あるいはそれに付随する電気設備等の工事に必要な予算を、局内の予算から流用したものでございます。

◆亀井たかつぐ委員
いろいろな専門家からも話を、私、聞いたんですけれども、これ 1.2 億円もかけて、それを流用しながら建物を建てるということは普通はないらしいです。普通、1.2 億円もの、例えばそういうものを建てるんだったら、当初予算もしくは補正予算にのせて、議案にのせて、そこでしっかりと議論をした上で、それを可決されて予算がつくという流れなのに、流用でこんな大きな買物というか、そういうことはないというふうな話らしいですよ。
この 1.2 億円という大きな金額なので、もうちょっと突っ込んで聞くと、これ流用先はもちろんこのユニットハウスの設置なんですけれども、流用元、1.2 億円の減収になったところというのはどのような影響がありますか。

◎独立行政法人化担当部長
流用元につきましては、障害福祉費の市町村負担金の一部を流用させていただきました。

◆亀井たかつぐ委員
1.2 億円も減収するということは、市町村負担金ということなので、どのような影響があるのでしょうか。市町村、困っちゃうんじゃないですか。

◎障害福祉課長
流用元は障害福祉課の予算を元にしていますので、私のほうからお答えをさせていただきます。
まず、流用元の財源ですけれども、もうちょっと詳しく申し上げますと、障害者自立支援等給付費の障害児通所給付費負担金というものでございまして、これは児童福祉法に基づいて、児童発達支援とか放課後等デイサービスなどの障害者の通所サービスや障害児の相談支援に係る給付を行う市町村に対して、県費分を負担するという事業になっております。これは、もともと放課後等デイサービスの利用が非常に伸びているという状況もありましたので、令和 7 年度当初予算はそうした伸びを見込んで計 175 億 2,900 万円ぐらいを計上したという予算でございます。
この今回の流用の相談があった、具体的にどこの事業から流用するかという調整をしたのが 10 月頃の話ですけれども、この 10 月の時点で、その後の放課後等デイサービス等の利用のその後の伸びも見込みましたところ、その時点で

約９億円残額が生じるという見込みが出ました。その見込みが多少ぶれたとしても、今回の流用で必要な１億 1,881 万円は捻出できるんじゃないかというところで、財政部局とも調整の上、流用財源とさせていただいたという経緯でございます。

◆亀井たかつぐ委員
　そうすると、あまり影響はなかったというふうな意味かもしれませんけれども、でも 10 月の時点で９億円のぶれなんて生まないようにしてくださいよ、予算措置するのに。当初予算のときにそれがぶれているからだ。そうでしょう、何でそんなにぶれているの。

◎障害福祉課長
　そこは、御指摘のとおりの部分はあるかと思います。
　ただ、先ほども申し上げましたように、非常に元が大きい事業でございまして、かつ障害児の通所サービスも利用も増えているというところでございますので、余裕を持って見込んでいたというところは事実でございます。ただ、そうはいっても、大きな残額を生むということになると、見込みが甘い、緩いという御指摘は適切かと思いますので、以降、気をつけて見込みをつくっていきたいと思います。

◆亀井たかつぐ委員
　そんなやむを得ないみたいな説明しなくていいよ。当初予算がぶれていたという話でしょう。虚心坦懐にそれはちゃんと謝罪すべきじゃないんですか。どうなんですか、部長。

◎福祉部長
　誠に申し訳ございませんでした。当初予算の編成のときには、先ほど申し上げましたように、一定の伸びであるとか、確実性を持って、負担金ですので、責任ある予算措置をしてきたつもりでございますが、結果としてそういった見込みをやや下方修正せざるを得ないという状況がございました。それが、今回の流用の元になったという結果でございますが、予算編成については、引き続きしっかりと積算をして編成をしてまいります。このたびは、ぶれが生じたということは大変申し訳なく思っています。

◆亀井たかつぐ委員
　次なんですけれども、先ほどの御説明でもあったんですけれども、この事業の検討開始は８月下旬と。詳しく言っちゃうと、８月 25 日のようなんですけれども、その後、なぜ私としては補正予算を組まなかったのかなと。なぜ、補正予算を組まずに予算の流用、これ 11 月 11 日に許可したと先ほどの説明にもあったとは思うんですけれども、という話なんですが、何でこれ、補正予算を組まずに流用なんていう手法を取ったのかなというのが疑問なんですけれども、いかがですか。

◎独立行政法人化担当部長
　委員御指摘のとおり、通常であれば補正予算を組むべき事業であったというふうに思っておりますが、９月議会に補正予算を出すには、検討の熟度が低かったこと、それから 12 月の御議決を頂いた場合のことを想定しますと、その後のスケジュールからして、年度内の引渡しが不可能であったこと、以上を踏まえて、庁内で検討したところ、流用ということになったものでございます。

◆亀井たかつぐ委員
　今、部長、12 月議会、９月議会ではちょっと時期尚早だったと。12 月議会だと、要するに施工、引渡しまでにちょっと間に合わないかもしれないと、その 12 月というのはいつの時点、12 月というのはいつのことを言っていますかね。

◎独立行政法人化担当部長
　通常、議会採決の時期を見込んでおります。

◆亀井たかつぐ委員
　ですから、それは 12 月の何日ぐらいですか。

◎独立行政法人化担当部長
　今、手元に議会日程を持ち合わせて……

◆亀井たかつぐ委員
　初旬、中旬、下旬でいうと。

◎独立行政法人化担当部長
　中旬ということで認識しております。

◆亀井たかつぐ委員
　先ほどからも申し上げていますように、1.2 億円の工事というのは非常に大きな工事という認識です、私は。これは、議会としても何度も経験しているんですが、例えば物価高対策等です。また、理論的にも可能なのは、補正予算を要するに取ることというのは、私は可能だったなと思っているんですよ。今、部長は 12 月の中旬が要するに目途で、そこまでに間に合わなければ、要するに３月末の引渡しができないから流用になってしまったと言うんだけれども、私、12 月の議会日程を見ているんですよ、今。12 月１日と４日に本会議があるんですね、これ。12 月１日と４日に本会議があるんだけれども、私たちも今まで経験してきているんだけれども、物価高対策というのは、当局の皆さん方が、これ本当に大事な予算なので、これ本会議に上げますので、即日お願いしますと、よく来るんですよ、議会の控室に。
　当日でももちろんあれなんだけれども、翌日でももちろんいいんだけれども、これ提案した日に本会議開きますよね。常任委員会をその日に開きますよね。ま

た、夜になっちゃうかもしれないけれども、本会議を開いて、可決して予算が成立するんですね。ということは、12 月の中旬まで間に合わないから流用したということは、これ論理的におかしいんですよ。12 月 1 日、 4 日に本会議があるんだったら、ここで補正予算の審議をお願いしたらいかがだったんですか。これをやれば、だって間に合ったじゃないですか。

◎独立行政法人化担当部長
　仮に、初日提案で即日採決していただくということもあり得たと思いますけれども、今回の事案につきましては、入札の公告を出し、落札が 12 月 4 日になっておりますが、公告を出す時点で予算が確保できていないと入札公告は出せませんので、入札公告自体が 11 月 13 日に行っております。
　この時点で、財源が必要だったというような事態でございます。

◆亀井たかつぐ委員
　公告が出たのが 11 月 13 日というのは、私も資料を持っているから分かってるんだけれども、10 月中旬にもだって本会議あったじゃない。そこに出せなかったんですか。それに、今この神奈川県議会というのは、別にこの本会議があるときに合わせなくたって、皆さん方から言えば、通年議会じゃないけれども、本会議を開けないわけじゃないんですよ。
　会期中なんだから、お願いすればいいじゃん。そんな大事な話だったら。それを流用なんかするから、議案に上がんないから、今こうやって話をしなきゃいけないわけであって、何で、じゃ 10 月の時点で上げないんですか。

◎独立行政法人化担当部長
　すみません、私どもの概念からして、10 月、あるいは 11 月に特別に議会を招集していただいてという考えは、ちょっと至りませんでした。申し訳ございません。

◆亀井たかつぐ委員
　だから、10 月中旬にもあったんだから、本会議、そこで出せばよかったんじゃないですかというの。10 月 16 日にもあったんですよ、本会議。本会議やっているんですよ。そこで出せたんじゃないですか。

◎独立行政法人化担当部長
　そのあたりの検討は、当時思いが至らずに、申し訳ございませんでした。

◆亀井たかつぐ委員
　これ、思いが至らなかったから、我々県議会の中でしっかりと議論する、それは県民の中でしっかりと議論するということなんですよ。それを省いた段階で、もうアンダーグラウンドにお金が要するに流れていくということは、どっちに重きを置いてしっかりやらなきゃいけないかというと、前者のほうですよ、だから。前者のほう、要するに議会の日程が合わないから流用でいいやと思われたの

だったら、議会の存在意義ないんですね。私たち要らないじゃない、そうしたら。全部流用でやればいいじゃん、それ。1.2 億円だろうが、10 億円だろうが流用でやれば、10 億円だと款項目節の関係で無理かもしれないけれども、今回は款項目節の目節の部分でそれを要するに規定を超えちゃっているから、財政課長の許可も得ながらやっているというね、そんな苦し紛れのことをやっているんですよ、はっきり言って。どう考えますか。

◎独立行政法人化担当部長
　今回の一連の検討経緯につきましては、もともと当初予定していた工事ではなかったこと、あるいはその工事のための予算がなかったことで、このような事態になっておりまして、そこは担当局として申し訳ないというふうに思っております。

◆亀井たかつぐ委員
　私も申し訳ないけれども、そんな今のちょっと理由づけは、論理的に破綻しちゃっているんですよね、今の議論からいうと。だったら、ちゃんと議会日程を見据えた上で、補正予算を組んで、ちゃんと議論して、その議論をした上で、しっかりと予算措置すべきだったというふうな結論になってしまうということなんです。
　ちょっと時間もあれなので、これは先ほどから申し上げているけれども、1.2 億円の流用というのは、私としては、もう金額的に、二、三百万ならまだ分かるんですよ。1.2 億円というのは、これはちょっと大きいなというので、先ほどからちょっと元気いっぱいちょっと発言しちゃっているんですけれども、これはね、やっぱりさっき言ったように議会軽視というか、議会軽視ということは県民軽視ということにもつながるんだけれども、こういう前例を生んじゃうと、先ほどの私の話じゃないけれども、県庁全体でこのような予算措置というのはどこでも横行しちゃうかなと。大変厳しい状況が生まれたんじゃないかと思うんですけれども、それについてどうですか。

◎独立行政法人化担当部長
　それにつきましては、さきの総政常任委員会でも質疑があったように、今回の流用自体については、制度あるいはルールにのっとった範囲の中で行われておりますけれども、このようなことにつきましては、きちんと議会あるいは県民に説明すべきというふうに思っておりますので、私ども、このようなことが今後ないように反省したいと思います。

◆亀井たかつぐ委員
　先ほどから言っているんだけれども、これ、大きな金額なので、皆さん方の部とか局で反省していただくのはそうなんだけれども、県庁全体に広がっちゃう懸念があるかなと思っています。それを防ぐにはどうしたらよろしいと思っていますか。

◎独立行政法人化担当部長
　県庁全体にという話でありますと、ちょっと私が発言すべきかどうかという判断がありますけれども、先日、開催された総政常任委員会の中で、総務局長のほうからきちっと議会に対して御報告すべき案件であったというような答弁がございましたので、県庁全体としてもそのような方針でやっていくべきだというふうに思っております。

◆亀井たかつぐ委員
　先行会派の皆さんもおっしゃっていましたけれども、やっぱり当事者目線という話で、この委員会は４月からスタートして、同じような要望というか、意見を言わなければいけないという場が非常に多いんですね。ですから、本当は、またお願いしますねと言っても、また同じことが起きるかなと懸念しちゃうんですけれども、ぜひ気を引き締めてというか、新しい組織ができるんであれば、やっつけ仕事ではなくて、県民の皆さんがしっかりと分かりやすいような、県民の皆さんが納得するような、もちろん当事者の皆さんもそうだけれども、それをしなければ、また同じようなやっぱり不祥事なり、事件なり、そういうことが起きてしまって、形はできているけれども、中には魂が全然入っていないという話になってしまったら、もう本末転倒ですから、ぜひそこをしっかりと気をつけていただきながら進めていただくしかないかなというように思うので、今私が申し上げたことをぜひ肝に銘じていただきながら、ぜひ取組を慎重に、県民に分かりやすいようにお願いしたいことを要望して、質問を終わります。